

議案第28号 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

引用する法律の名称を改めるもの。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年小松島市条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(24)～(35) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。 この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為</p> <p>(24)～(35) (略)</p>	<p>改正</p>